

## 建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針

### 第1 入札・契約手続

#### 1 一般競争入札

請負対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）5,000万円以上の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等委託業務の発注は、随意契約による場合又は災害時における応急的な復旧工事など緊急を要する場合を除き、原則として一般競争入札によるものとする。ただし、香南市契約等審議会の定めるところにより一般競争入札の適用範囲を拓げることを妨げない。

一般競争入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2を適用して行う。

#### 2 指名競争入札

請負対象金額5,000万円未満の建設工事及び委託業務等の発注は、一般競争入札又は随意契約による場合を除き、指名競争入札とすることができる。

指名競争入札を行う場合の指名業者数は、原則として次のとおりとする。

- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| (1) 請負対象金額1,000万円未満の建設工事      | 6者以上  |
| (2) 請負対象金額1,000万円以上1億円未満の建設工事 | 8者以上  |
| (3) 請負対象金額1億円以上の建設工事          | 12者以上 |
| (4) 建設工事に係る測量・設計等委託業務         | 8者以上  |
| (5) その他委託業務等（製造の請負を含む）        | 6者以上  |

#### 3 随意契約

政令第167条の2及び香南市財務規則（平成18年規則第43号。以下「規則」という。）第105条の規定に基づき行う。

#### 4 総合評価方式による入札

香南市契約等審議会の定めるところにより、建設工事の発注に関して総合評価方式による入札を行う。

総合評価方式による入札は、「香南市総合評価方式取扱要綱」（令和7年香南市告示第27号）に基づき行う。

#### 5 低入札価格調査制度

建設工事においては、「香南市低入札価格調査制度事務処理要領」（令和元年香南市告示第39号）に基づき、低入札価格調査制度を適用する。

## 6 配置予定技術者等の届出

- (1) 建設工事及び建設工事に係る測量・設計等委託業務の一般競争入札においては、開札（再度入札の開札を含む。）後に落札候補者についてのみ配置予定技術者届出書を提出させる。
- (2) 建設工事については、契約前に現場代理人及び主任（監理）技術者の届出を義務付け、届出のあった現場代理人及び主任（監理）技術者の変更は、原則として認めない。
- (3) 建設工事に係る測量・設計等委託業務については、契約前に管理技術者及び照査技術者の届出を義務付け、届出のあった管理技術者及び照査技術者の変更は、原則として認めない。

## 7 契約の保証

- (1) 請負対象金額が500万円以上の建設工事においては、規則第110条の規定により契約保証金の納付を求める。
- (2) 請負対象金額が500万円未満の建設工事は規則第111条第3号の規定により、契約保証金を免除する。
- (3) 建設工事に係る測量・設計等委託業務については、規則第111条第6号の規定により、契約保証金を免除する。

## 8 共同企業体の活用

「香南市建設工事共同企業体取扱要領」（平成22年香南市告示第61号）の定めるところによる。

## 9 最低制限価格等

- (1) 建設工事、建設工事に係る測量・設計委託業務及びその他委託業務等のうち請負契約に係る競争入札（低入札価格調査制度によるものを除く。）においては、最低制限価格を設定する。
- (2) 低入札価格調査制度による一般競争入札においては、調査基準価格を設ける。調査基準価格は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲で定める。
- (3) 建設工事の最低制限価格は、規則第94条第1項第1号により、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲で定める。
- (4) 建設工事に係る測量・設計等委託業務及びその他の委託業務等の最低制限価格は、規則第94条第1項第2号により、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲で市長が定める。

## 10 電子入札

電磁的記録を用いた競争入札（電子入札）は、香南市建設工事電子競争入札心得（令和3年香南市告示第11号）に定めるところにより行う。

## **第2 入札及び契約に関する情報の公表**

### **1 発注見通しの公表**

予定価格（税込）が200万円を超えると見込まれる建設工事及び100万円を超えると見込まれる委託業務（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、発注を秘密にする必要があるもの、見通しの立っていないものを除く。）の発注見通しについて、毎年度4月1日以降遅滞なく公表する。

また、10月1日を目途に公表事項の見直しを行い、変更後の事項を公表する。

### **2 入札参加資格者の名簿及び入札参加者選定基準等の公表**

一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者の名簿を公表する。また、建設工事競争入札参加者の選定基準についても公表する。

### **3 指名通知の公表（指名業者名を除く。）**

指名競争入札を行う建設工事及び委託業務の名称（番号）、入札日時及び入札条件等を、指名通知後速やかに公表する。

### **4 予定価格等の公表**

競争入札を行う建設工事及び委託業務に係る予定価格、最低制限価格又は調査基準価格（低入札価格調査制度適用のものに限る。以下同じ。）は、事後公表とし、落札者とすべき者の確定時（事後審査方式一般競争入札においては、落札候補者が得られたとき。低入札価格調査制度適用時においては、調査対象者の確定時。）に公表する。

随意契約による場合の予定価格は、見積合わせの場合において、契約の相手方の決定時に公表する。

### **5 入札執行の過程及び結果等の公表**

次に掲げる事項は、入札等の執行後に公表するものとする。ただし、(2)から(6)までの事項の公表は、予定価格が200万円を超える建設工事及び100万円を超える委託業務（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、発注を公にすることが適当でないものを除く。）について行う。

#### **(1) 入札・見積記録等**

ア 入札をした者又は随意契約において見積をした者の商号又は名称、入札金額（見積金額）、予定価格及び最低制限価格（調査基準価格）並びに設計金額の積算内訳

イ 無効（失格）となる入札をした者の商号又は名称及び無効（失格）となった根拠

ウ 入札を辞退した者の商号又は名称等

#### **(2) 一般競争入札の申請結果等**

一般競争入札における入札に参加する者に必要な資格、申請者の名称及びこれらの者

のうち当該入札に参加させなかった者の名称並びにその理由

(3) 指名理由

指名競争入札において指名業者を指名した理由

(4) 低入札価格調査結果の概要等

ア 低入札価格調査制度による入札において、調査を実施した場合の結果の概要

イ 最低価格の入札者を落札者とせず他の者を落札者とした場合において、その者を落札者とした理由

ウ 工事完了後に実施した実態調査の結果の概要

(5) 随意契約理由

随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

(6) その他

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第7条第2項第7号及び第8号に規定する事項

## 6 契約内容の公表

予定価格が200万円を超える建設工事及び100万円を超える委託業務等（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、発注を公にすることが適当でないものを除く。）の契約の内容について、次に掲げる事項を公表する。

(1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所

(2) 工事の名称、場所、種別及び概要

(3) 工事着手の時期及び工事完成の時期

(4) 契約金額

(5) 契約金額を変更した場合における(2)から(4)までの事項及び変更理由

## 7 指名停止等措置結果の公表

指名停止等の措置を行った場合は、指名停止を受けた者の商号又は名称、指名停止等の期間及び理由を公表する。

## 第3 入札・契約の過程に関する苦情処理

入札及び契約の過程に関する苦情については、別に定める「香南市競争入札等に係る苦情の申立手続に関する取扱要綱」（令和8年香南市告示第8号）により処理する。

## 第4 適用期日

この通達は、平成20年5月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、平成20年12月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、平成21年6月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、平成21年10月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、平成23年4月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、平成24年4月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、平成24年7月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、平成26年4月1日以降に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、令和元年7月1日以後に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、令和3年3月1日以後に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。

この通達は、令和8年3月24日以後に指名通知又は公告を行う競争入札から適用する。